

各 位

2020年2月10日

株式会社南日本銀行

## 「キャッシュレス・消費者還元事業」の取扱開始について

株式会社南日本銀行(頭取 斎藤 眞一)は、経済産業省が実施する「キャッシュレス・消費者還元事業(以下、「本事業」という)」において、A型決済事業者(キャッシュレス発行事業者)として本登録されました。

については当行が発行するキャッシュカード(デビットカード)をご利用のお客様は下記の本事業期間中に補助対象の登録を受けた加盟店において、「J-Debit」(デビットカードサービス)で決済された際に決済金額の最大5%相当額(大規模フランチャイズチェーン、ガソリンスタンドなどに属する中小・小規模事業者については2%相当額)の還元を実施します。

## 記

1. 当行キャッシュカード利用による「キャッシュレス・消費者還元事業」対象期間  
・2020年2月21日(金)～2020年6月30日(火)
2. キャッシュレス決済サービス  
・「J-Debit」(デビットカードサービス)
3. 申込み方法等  
・南日本銀行(以下、「当行」という)の普通預金口座開設とキャッシュカード発行手続きを行ったお客様。  
・当行のキャッシュカードをお持ちであれば申込み手続きは不要です。  
・当行のキャッシュカード発行に際して入会費用は不要です。(キャッシュカードの紛失及び再発行については手数料が発生します。)  
・年会費は不要です。
4. ポイント還元のタイミング  
・「J-Debit」(デビットカードサービス)で決済を行った月の翌月中に行います。
5. ポイント還元の手法  
・1か月間に「J-Debit」(デビットカードサービス)で決済を行ったポイント相当額を1ポイントを1円としてとりまとめます。
6. 消費者への還元先  
・「J-Debit」(デビットカードサービス)を利用したキャッシュカードの預金口座へ還元します。

7. ポイント還元の上限額
  - ・1ポイント1円で計算し、口座毎に毎月15,000円を上限とします。
8. 消費者還元を受けるために必要な制約条件
  - ・対象期間中に登録を受けた加盟店で当行のお客様個人名義のキャッシュカードで「J-Debit」（デビットカードサービス）を利用して決済を行うこと。
  - ・不当な取引でないこと。
  - ・ポイント相当額の還元時点で指定決済口座（キャッシュカード発行の預金口座）が存在すること。
9. ポイント還元の確認方法
  - ・指定決済口座（キャッシュカード発行の預金口座）通帳の記帳表示
  - ・なんぎんインターネットバンキングの入出金明細表示
10. その他留意事項
  - ・ポイント還元とならないケース（不当取引等）

なりすまし取引や架空取引等（以下、「不当な取引（※）」という）が発見された場合には、「キャッシュレス事業者が実施する消費者還元に関する規定（別紙）」に基づいて、これらの取引に対応するポイント相当額は付与されず、またすでに付与されたポイント相当額が取り消されるのみならず、本サービスの利用自体できなくなり、さらに民法その他の適用される法律に基づいて、当該取引により国、補助金事務局または当行が被った一切の損害の賠償が求められることがありますので、不当な取引を行うことは絶対におやめくださいますようお願い申し上げます。

（※）不当な取引

- ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済をした結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- ② 架空の売買や直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- ④ 本事業の対象ではない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること。
- ⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引。

※キャッシュレス・消費者還元事業のホームページはこちら  
[https://nangin.jp/personal/personal\\_service/debitcard.html](https://nangin.jp/personal/personal_service/debitcard.html)

以上

**【お問い合わせ】**

南日本銀行 リテール戦略部

Tel 0120-273-373

担当 上園・宮路

受付時間 9:00~17:00